

行政活動の評価に関する条例施行規則改正案（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 略</p> <p>（政策評価及び施策評価の基準） 第6条 政策評価は、<u>施策の進捗状況等から見て、政策の目的の実現に向けて成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>2 施策評価は、<u>達成度、満足度等及び社会経済情勢等から見て、施策の目的の実現に向けて成果があるかどうかを基準として行うものとする。</u></p> <p>（政策評価及び施策評価の方法） 第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。 2 政策評価は、<u>施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第1項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。</u> 3 施策評価は、<u>達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第2項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。</u></p> <p>第8条～第35条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>（政策評価及び施策評価の基準） 第6条 政策評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。 一 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て施策の設定が妥当であること。 二 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、達成度と満足度との関係等から見て政策評価指標の設定が妥当であること。 三 達成度、満足度等及び社会経済情勢から見て施策が有効であること。 四 施策への県の関与が適切であること。</p> <p>2 施策評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。 一 施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て事業の設定が妥当であること。 二 達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が有効であること。 三 達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が効率的であること。 四 事業への県の関与が適切であること。</p> <p>（政策評価及び施策評価の方法） 第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。 2 政策評価は、<u>達成度、満足度等及び社会経済情勢の変化を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系等を考慮して、必要性、有効性等の観点から、前条第1項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</u> 3 施策評価は、<u>事業の実績及び成果を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系等を考慮して、有効性、効率性等の観点から、前条第2項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</u></p> <p>第8条～第35条 略</p>
<p>第7条3項で規定している施策評価の方法の事業の成果等の分析（従来の事業分析の部分）については、実施要領において、次の観点から行う旨の規定を設けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の必要性（事業の目的や社会経済情勢等から見て、事業の必要性はどうなっているか） 2 県関与の妥当性（県が関与すべき事業か） 3 有効性（成果指標の状況等から見て、期待された成果はあったか。成果のさらなる向上余地はあるか） 4 効率性（成果を下げないで事業費を削減することができないか） 5 取組への貢献度（上位の施策の目的及び目標、成果指標等から見て、上位の施策の目的に貢献したか） 	

行政活動の評価に関する条例施行規則改正案

改正項目	改正内容等	現行規定（太字が改正箇所）
<p>政策評価及び施策評価の基準の変更</p>	<p>政策評価 政策評価の具体的な基準は、施策設定の妥当性（第1号関係）、政策評価指標設定の妥当性（第2号関係）、施策の有効性（第3号関係）、県関与の適切性（第4号関係）に整理して行ってきたが、<u>施策の進捗状況等から見て、政策の目的の実現に向けて成果があるかどうかという基準から行うこととする。</u></p> <p>施策評価 施策評価の具体的な基準は、事業設定の妥当性（第1号関係）、事業の有効性（第2号関係）、事業の効率性（第3号関係）、県関与の適切性（第4号関係）に整理して行ってきたが、<u>達成度、満足度等、社会経済情勢等から見て、施策の目的の実現に向けて成果があることという基準から行うこととする。</u></p> <p>宮城の将来ビジョンの体系に基づいて評価制度の見直しを行い、また、従来の評価制度の課題解決も考慮しながら改正を実施し、県の取り組みの成果が見える評価、施策や事業の改善につながる評価にするという考えに基づいて変更するものである。</p>	<p>（政策評価及び施策評価の基準）</p> <p>第6条 政策評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て施策の設定が妥当であること。 二 政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系、達成度と満足度との関係等から見て政策評価指標の設定が妥当であること。 三 達成度、満足度等及び社会経済情勢から見て施策が有効であること。 四 施策への県の関与が適切であること。 <p>2 施策評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系、満足度等及び社会経済情勢から見て事業の設定が妥当であること。 二 達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が有効であること。 三 達成度、満足度等、事業の実績及び成果並びに社会経済情勢から見て事業が効率的であること。 四 事業への県の関与が適切であること。
<p>政策評価及び施策評価の方法の変更</p>	<p>政策評価 政策評価の方法は、達成度や満足度等及び社会経済情勢の変化を把握及び分析し、政策 - 施策 - 事業の施策体系を考慮して政策と施策の関係について、必要性や有効性等の観点から行うものとしていたが、<u>施策の進捗状況等により、上記の政策評価の基準から判定するものとする。</u></p> <p>施策評価 施策評価の方法は、事業の実績及び成果を把握及び分析し、政策 - 施策 - 事業の施策体系を考慮して施策と事業の関係について、有効性、効率性等の観点から行うものとしていたが、<u>達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績及び成果等により、上記の施策評価の基準から判定するものとする。</u></p> <p>なお、評価の詳細な実施手続については、政策評価及び施策評価実施要領において定める。</p> <p>施策（目的 - 手段の）体系に基づいて、行政活動の基本となる事業の有効性や効率性を分析し、上位の施策にどのような成果があったのかを評価し、その結果を次年度の事業等の改善につなげていくという方法にする。</p>	<p>（政策評価及び施策評価の方法）</p> <p>第7条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。</p> <p>2 政策評価は、達成度、満足度等及び社会経済情勢の変化を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、政策と施策との関係、政策を構成する施策の体系等を考慮して、必要性、有効性等の観点から、前条第1項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</p> <p>3 施策評価は、事業の実績及び成果を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、施策と事業との関係、施策を構成する事業の体系等を考慮して、有効性、効率性等の観点から、前条第2項の基準に基づき、客観的かつ厳格に判定を行うものとする。</p>